

## 弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿

(任期：令和5年7月14日～令和7年7月13日)

区分	所属団体	役職	氏名	協議会職名
学識経験のある者	弘前学院大学社会福祉学部	教授	オガワ ユキヒロ 小川 幸裕	会長
福祉有償運送を利用する立場にある者	弘前市町会連合会	副会長	アボ ヒロミ 阿保 博実	副会長
タクシー事業関係者	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	シモヤマ キヨシ 下山 清司	委員
福祉有償運送事業関係者	弘前市社会福祉協議会	総務課長	シエ ヨシタカ 溝江 義孝	委員
青森運輸支局長の指名を受けた職員	青森運輸支局	首席運輸 企画専門官	スズキ リョウイチ 鈴木 良一	委員
市の職員	弘前市都市整備部	部長	オサナイ けん 小山内 孝紀	委員

## 【資料 2】

## 1. 自家用有償旅客運送について

## 1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

## 【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。  
(※) ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

## 2. 自家用有償旅客運送を実施する者

- ・ 自家用有償旅客運送は以下の団体等が主体となって実施することができます。

### 自家用有償旅客運送の種類

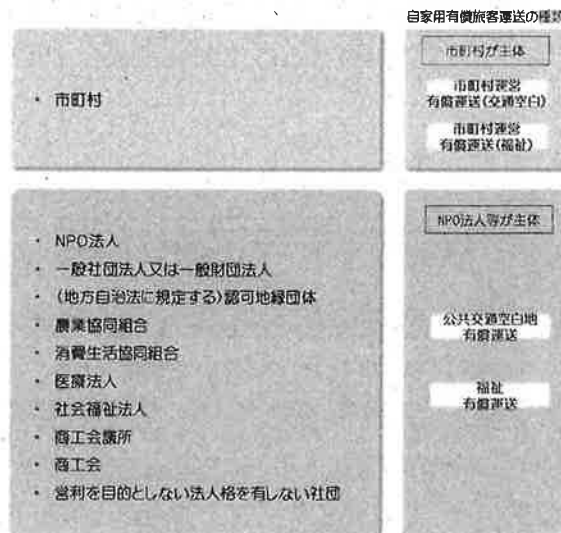
- ・ 市町村
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する)認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない団体

交通空白地  
有償運送

福祉  
有償運送

### 【参考】自家用有償旅客運送の種類の見直し

- ・ 現在の種類は、R2.11に見直されたものですが、見直し前は以下のような区分となっていました。



### 3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- ・ 地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

#### 地域の移動ニーズ

「バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等」が外出するための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う  
自家用有償旅客運送

#### 交通空白地 有償運送

市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

#### 地域の移動ニーズ

「単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等」が外出するための移動手段を確保したい

福祉輸送を行う  
自家用有償旅客運送

#### 福祉 有償運送

市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

## 弘前市における移動困難者の現況について

運営協議会では、移動制約者の方々の状況や、弘前市におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、本市においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。

この資料は、協議を行うための基礎資料としてご用意しています。

(令和5年7月31日現在)

## 【弘前市の人口】

弘前市全人口	162,635 人・・・a	65歳以上世帯数	40,125 世帯・・・c
高齢者数(65歳以上)	54,452 人・・・b	高齢者のみ世帯	27,279 世帯・・・d
高齢化率(b/a)	33.5 %	高齢者のみ世帯の割合(d/c)	68.0 %

## 【要介護度別認定者数】

(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数	1,174	1,200	2,172	1,852	1,267	1,440	1,056	10,161
介護サービス受給者数①	340	484	2,121	1,898	1,323	1,422	1,065	8,653
施設入所者②※1	0	7	254	402	473	628	417	2,181
在宅介護サービス受給者(①-②)	340	477	1,867	1,496	850	794	648	6,472

※1・・・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所を利用している者

【基本チェックリスト該当者】 1,342 人 …… うち、介護サービス受給者数 996 人

【障がい者手帳保持者数】 10,664 人

(内訳)

○身体障がい者(全年齢)

(人)

身体障害者手帳	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
視覚障害	21	48	25	18	145	174	431
聴覚・平衡機能障害	274	2	339	70	131	15	831
音声言語等機能障害	0	0	16	42	1	2	61
肢体不自由・・・上肢	51	62	83	106	446	471	1,219
肢体不自由・・・下肢	64	138	683	367	239	206	1,697
肢体不自由・・・体幹	0	34	5	51	78	74	242
内部障害	0	0	619	430	22	1,233	2,304
計	410	284	1,770	1,084	1,062	2,175	6,785

○知的障がい者(全年齢)

愛護手帳	B	A	計
人数	1,006	619	1,625

○精神障がい者(全年齢)

保健福祉手帳	3級	2級	1級	計
人数	304	1,489	461	2,254

64歳以下の身体・知的・精神障がい者③	5,236
上記のうち身障施設入所者 ※3 ④	41
上記のうち知障施設入所者 ※3 ⑤	135
64歳以下の身体・知的・精神障がい者のうち在宅で生活している人(③-(④+⑤))	5,060

※3・・・施設入所支援

【弘前市における外出支援施策】

○在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業(令和5年7月31日現在)

在宅の心身障がい者に対し、障害福祉サービスを補うことを主旨として、タクシー利用料金の一部を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進する。課税状況によって受給資格に制限あり。

利用券交付者数(人)	延べ利用件数(件)	金額(円)	備 考
1,282	4,103	2,461,800	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者:身体障がい児・者 1、2級 (視覚、肢体不自由、内部障がい)</li> <li>・知的障がい児・者 A</li> <li>・一人当たり年間最大24枚</li> <li>・乗車1回当たり600円</li> </ul>

○移動支援事業(令和5年7月31日現在)

屋外での移動に困難がある障がい者・児について外出のための支援を行う。

支給決定者(人)		移動支援 利用回数(回)※
身体	130	1,364
知的	59	508
精神	89	766
難病	1	49
児童	1	0
計	280	2,687

※期間:令和4年8月1日~令和5年7月31日

1人当たりの利用回数: 約 1回/月  
(小数点以下切り上げ)

## 【福祉輸送の活動状況】

※令和4年8月1日～令和5年7月31日の実績

	訪問介護事業所	福祉有償運送登録事業所
輸送実施事業所数	31	13
利用者数(人) A	2,396	236
輸送回数(回) B	56,663	6,692
福祉車両	22,761	4,649
セダン等	33,902	2,043
1人当たり利用回数(回/月) B/A (小数点以下切り上げ)	2	3
車両台数(台)	218	45
福祉車両	90	30
セダン等	128	15
運転者数(人)	263	92
2種	63	4
その他	200	88

## 【市内タクシー会社の活動状況】

事業所数	7
輸送回数(回) C	1,034,800
福祉車両	3,564
セダン等	1,031,236
車両台数(台)	393
福祉車両	9
セダン等	384
運転者数(人) D	470
2種	470
☆(うち介護福祉士)	5
☆(うち訪問介護員)	15
☆(うちケア輸送サービス従業者研修修了者)	0
☆印の資格を持った運転者が移動制約者に対し一般車両で輸送を行える回数(年間)	48,131
1人当たり運転回数(C/D)÷240日 (小数点以下切り上げ)	10



## 移動制約者の輸送についての需要と供給

この資料における需要と供給は、移動について福祉的な支援を要すると考えられる高齢者及び障がい者が、その支援を行う事業者を利用する回数(需要)と、移動に支援を要する人に支援を行う事業者の輸送可能回数(供給)を数値で具体化したものです。

### 需要 移動制約者(※1)の年間利用回数(想定)

①	高齢者(要支援1~2、要介護1~5、基本チェックリスト該当者のいずれかであり、介護サービス受給者)のうち在宅で生活している人	7,468	人
②	障がい者(64歳以下の人)のうち在宅で生活している人	5,060	人
③	弘前市内における自家用自動車の保有率(※2)	65.9	%
④	①、②の1か月当たりの平均利用回数(想定)	2.4	回/月
⑤	利用期間(1年間)	12	か月
	需要量 $(①+②) \times ④ \times ⑤ \times (100-③) \%$	122,927	回/年

※1 移動について福祉的な支援を要すると考えられる人

※2 東北運輸局青森運輸支局「青森県内市町村別自動車数調(令和5年3月末)」より、「乗用車(自家用及び軽自動車四輪)」の数を、弘前市の18歳以上の人口(令和5年11月1日現在)で除して得た数

### 供給 移動制約者に対する年間輸送可能回数(想定)

①	障がい者の移動支援の輸送可能回数(想定)	2,687	回/年
②	訪問介護事業所の輸送可能回数(想定)	56,663	回/年
③	福祉有償運送の輸送可能回数(想定)	6,692	回/年
④	タクシー会社の輸送可能回数(想定)	51,695	回/年
	供給量 $①+②+③+④$	117,737	回/年



## 令和5年度福祉有償運送登録協議団体一覧

## 協議団体

団体名	事業所名	目的
社会福祉法人誠風会	訪問介護センター幸陽荘	訪問介護利用者の 自宅から病院までの送迎

## 登録団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木支部	令和8年2月22日
2	社会福祉法人 抱民舎	社会福祉法人 抱民舎	令和8年2月22日
3	社会福祉法人 桃仁会	城東ホームヘルプセンター	令和8年3月22日
4	社会福祉法人 愛成会	弘前静光園 ホームヘルプステーション	令和8年3月22日
		自由ヶ丘ホームヘルプステーション	令和8年3月22日
		養護老人ホーム 弘前温清園	令和8年3月22日
		養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	令和8年3月22日
5	社会福祉法人 オリーブ会	オリーブヘルプステーション	令和8年3月22日
6	特定非営利活動法人 ありんこ	児童デイサービス やよいのあかり	令和6年3月24日
7	特定非営利活動法人 team.Step by step	児童デイサービス すてっぷ	令和6年3月24日
8	特定非営利活動法人 銀 河	送迎サポートステーション Pegasus	令和7年3月2日
9	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	ひかりの岬居宅介護等事業所	令和7年3月13日
10	特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり	Plan Do	令和7年4月3日

## 福祉有償運送 新規申請団体確認票

No	項目	申請予定内容	備考
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名称) 社会福祉法人 誠風会 (住所) 青森県弘前市清野袋字岡部433-1 (代表者) 理事長 梅村 芳文	
	事務所の名称及び住所	(名称) 訪問介護センター幸陽荘 (住所) 青森県弘前市清野袋字岡部433-1	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="checkbox"/> イ 身体障がい者	
		<input type="checkbox"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="checkbox"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
		<input type="checkbox"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域	
4	運送の目的	自宅から病院までの送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車いす車…1台(軽)、セダン…1台(軽)	
		使用権原 法人所有	
6	旅客から収受する対価	2.0kmまで400円、以降1.0km増すごとに100円	
7	複数乗車の設定	<input type="checkbox"/> 有 (最大乗車人数: 名) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 2名(うち一種免許 2名、二種免許 名)	
		講習等 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 鈴木 正司	
		(整備管理責任者) 鈴木 正司	
		(事故対応責任者) 赤石 忍	
		(苦情処理責任者) 赤石 忍	
10	損害賠償措置	対人: 無制限、対物: 無制限の自動車保険に加入	
11	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

対価について

福祉有償運送の対価については、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」(平成18年9月15日付け国自旅第144号)において、以下のとおり対価の設定に当たっての考え方が定められております。

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からホ. に掲げる基準を目安とするものとする。

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃(ハイヤー運賃を除く。)の概ね1/2の範囲内であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。

ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失うような対価の設定となっていないと認められること。

ニ. 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であつて、車庫(事務所の車庫を含む。)を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える対価を設定することも可能である。

ホ. (福祉有償運送以外の基準のため省略)

【協議団体の対価について】

事業所名	設定対価	対価の考え方			
		イ	ロ	ハ	ニ
社会福祉法人 誠風会 (訪問介護センター幸陽荘)	【距離制】2kmまで400円、以降1km増すごとに100円	○	-	-	-

【参考】

	事業者(幸陽荘)【A】	タクシー上限運賃【B】	割合【A/B】
初乗運賃	2kmまで 400円	1.0kmまで670円	29.9%
加算運賃	1kmごとに100円	257mごとに90円	28.6%

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金 (弘前交通圏)

### 1 距離制運賃

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	1.0kmまで 840円	184mまで増すごとに 90円
大型車	1.0kmまで 760円	194mまで増すごとに 90円
普通車	1.0kmまで 670円	257mまで増すごとに 90円

### 2 時間距離併用制運賃

特定大型車	時速10km以下の走行時間について 1分10秒ごとに 90円
大型車	時速10km以下の走行時間について 1分10秒ごとに 90円
普通車	時速10km以下の走行時間について 1分35秒ごとに 90円

### 3 時間制運賃

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	30分 4,770円	10分ごとに 1,590円
大型車	30分 4,540円	10分ごとに 1,510円
普通車	30分 3,200円	10分ごとに 1,070円